

愛媛県立今治南高等学校の部活動の在り方に関する方針

1 はじめに

「愛媛県立今治南高等学校の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」並びに平成31年3月に策定した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の健全な成長と教師の業務負担の軽減にも資するために定める。

2 適切な運営のための指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動並びに文化部活動（以下「部活動」という。）を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- (2) 運動部活動並びに文化部活動の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加大会日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、本方針及び各部の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動並びに芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための適切な指導の実施

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されない。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて柔軟に対応する。
- (3) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を積極的に活用して、適切な指導を行う。
- (5) 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の

芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- (6) 文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する、文化部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を積極的に活用して、指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、また、文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 鍛える部活動を学校運営の中核の一つに据えている本校の教育方針を踏まえ、生徒の発達段階、競技や芸術文化等の活動の特性や活動環境等に応じて、本方針の趣旨に反しない範囲で弾力的に取り扱うものとする。
- 学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）ただし、考査発表期間中や考査期間中、また、長期休業中の休養日を含めて、年間を通して、週当たり2日に相当する総休養日数を確保するよう努める。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 1日の活動時間は、ミーティング等の時間を除いて、長くとも平日では2時間30分程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間30分程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
なお、重要な大会等を控えている時期など、活動時間の延長を校長が認めればこの限りではない。

5 地域との連携と学校単位で参加する大会・試合の精査

- (1) 校長は、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備に努める。
- (2) 校長は、地域の人々の協力や社会教育施設及び文化施設の活用、各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという観点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備に努める。
- (3) 校長は、学校の部活動が参加する大会等や要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会を精査する。